三田市財政調整基金条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| 第1条~第2条 省略 | 第1条~第2条 省略 |
| (管理) | (管理) |
| 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 | 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方 法により保管しなければならない。 |
| 2 基金は、市長が特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず最も確実かつ有利な有価証券に換えて保管し、又は確実な償還方法、期間及び利率を定めて三田市土地開発公社に貸付けすることができる。 | 2 基金は、市長が特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず最も確実かつ有利な有価証券に換えて <u>保管することができる</u> 。 |
| 以下省略 | 以下省略 |

三田市公共施設等整備基金条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| 第1条~第2条 省略 | 第1条~第2条 省略 |
| (管理) | (管理) |
| 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 | 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方 法により保管しなければならない。 |
| 2 基金は、市長が特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかか わらず最も確実かつ有利な有価証券に換えて <u>保管し、又は確実な償還方法、</u> 期間及び利率を定めて三田市土地開発公社に貸付けすることができる。 | 2 基金は、市長が特に必要があると認める場合においては、前項の規定にかかわらず最も確実かつ有利な有価証券に換えて <u>保管することができる</u> 。 |
| 以下省略 | 以下省略 |

三田市個人情報保護条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| 第1条 省略 | 第1条 省略 |
| (定義) | (定義) |
| 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。 | 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。 |
| (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者 <u>議会及</u> び三田市土地開発公社をいう。 | (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者 <u>及び議会</u> をいう。 |
| (2)~(5) 省略 | (2)~(5) 省略 |
| 以下省略 | 以下省略 |

三田市情報公開条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| 第1条 省略 | 第1条 省略 |
| (定義) | (定義) |
| 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。 | 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。 |
| (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者 <u>、議会及</u> び三田市土地開発公社をいう。 | (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、 農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、病院事業管理者 <u>及び議会</u> をいう。 |
| (2) 省略 | (2) 省略 |
| 以下省略 | 以下省略 |

三田市の組織及びその事務管理に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 第1条~第2条 省略 | 第1条~第2条 省略 |
| (組織の事務) | (組織の事務) |
| 第3条 部が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。 | 第3条 部が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。 |
| 企画財政部 省略 | 企画財政部 省略 |
| 総務部 | 総務部 |
| (1)~(4) 省略 | (1)~(4) 省略 |
| (5) <u>土地の取得と</u> 適正な財産の管理と活用 | (5) 適正な財産の管理と活用 |
| まちづくり部 省略 | まちづくり部 省略 |
| 健康福祉部 省略 | 健康福祉部 省略 |
| 経済環境部 省略 | 経済環境部 省略 |
| 都市整備部 省略 | 都市整備部 省略 |
| 上下水道部 省略 | 上下水道部 省略 |
| 以下省略 | 以下省略 |

三田市議会議員の政治倫理に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| (定義) | (定義) |
| 第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。 | 第 1 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。 |
| (1)~(4) 省略 | (1)~(4) 省略 |

- (5) 出資法人 市が出資その他の財政支出を行っている法人であって<u>次に</u> <u>掲げる法人</u>をいう。
 - ア 三田市土地開発公社
 - イ 三田地域振興株式会社
- (6)~(7) 省略

以下省略

- (5) 出資法人 市が出資その他の財政支出を行っている法人であって<u>三田</u>地域振興株式会社をいう。
- (6)~(7) 省略

以下省略